

○ 旅館業営業許可申請 提出書類一覧	根拠法令等	備考
① 旅館業営業許可申請書	法3-1 省令1-1 市細則3	様式あり (word)
② 申請者が法人であるときは、登記事項証明書（直近の内容で3ヶ月以内に発行されたもの）（原本を保健所でコピー）	市細則3-2-1	法務局で取得
③ 申請者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し ※定款は、写しの場合は原本と相違ないことを書き添え、日付けを記入の上、社印を押印すること。	省令1-1-1	
④ 旅館業営業施設の構造設備の概要	省令1-1-5	様式あり（紙） 保健所にあります。
⑤ 建物等の配置図（縮尺、方位並びに敷地の境界線を明示したもの）	市細則3-2-2	提出用をご準備ください。
⑥ 各階の平面図（縮尺、方位並びに各室の配置、設備、用途及び面積を表示したもの）	市細則3-2-3	提出用をご準備ください。
⑦ 立面図（色彩を明示し、かつ、全方面を明らかにしたもの）	市細則3-2-4	提出用をご準備ください。
⑧ 玄関帳場等及びその周囲の状況を示す写真	市細則3-2-5	提出用をご準備ください。
⑨ 営業施設の設置場所からおおむね200m以内の見取り図	市細則3-2-6	提出用をご準備ください。
⑩ 浴室の平面図及び浴槽の断面図 ※共同浴槽があれば、客室の浴室と共同浴室の両方。	市細則3-2-7	提出用をご準備ください。
⑪ 浴室、浴槽及びこれらの附帯設備に関する給水・給湯系統図及び循環配管系統図(消毒設備を含む。)	市細則3-2-8	提出用をご準備ください。
⑫ 申請の前日4週間以内に実施した条例別表第2第2項に規定する水道水以外の水を使用する原水、原湯及び上がり用湯水の水質検査書	市細則3-2-9	提出用をご準備ください。
⑬ 開業の日後1箇月以内に実施する浴槽水の水質の検査の実施計画書	市細則3-2-10	
⑭ 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し （原本を保健所でコピー） ※紛失している場合、確認台帳記載証明書（建築物）（検査済証交付年月日・検査済証交付番号入りのもの）	市細則3-2-12 通知「健衛発第0223001号」	所管課：宮崎市建築行政課
⑮ 消防法令適合通知書の写し （原本を保健所でコピー）	市細則3-2-12 通知「環衛第9011-2号,環衛第9072号」	所管課：宮崎市消防局
⑯ 管理規約等を踏まえた適正な使用権限の有無が確認できる書類	市細則3-2-12 通知「生食衛発1127第1号」	
⑰ 暴力団排除条項に係る申告書兼同意書	通知「薬生衛発0511第2号」	様式あり (word)
⑱ 客室・浴室等衛生管理責任者設置（変更）届 ※日付は許可日になるので、記入不要。	市細則3-2-11	様式あり (word)
○ 手数料 22,000円 （季節的簡易宿所の営業 8,600円）		

④については、専用用紙が保健所にあります。（紙のみ）